

議 長 日程第13「報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられました。その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政上の措置を講ずることを目的とし、4つの財政指標について公表することとなったところでございます。

1つ目にですね、実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目、実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標と、併せてですね、公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられたところでございます。また、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からですね、この4つの指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について、監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、議会に報告させていただくものでございます。

それでは、個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。1つ目に、令和3年度決算に基づく松田町健全化判断比率で、単位はパーセントでございます。

まず、表の左のほうからですね、実質赤字比率でございます。これは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。分母のですね、標準財政規模は、自治体が通常水準の行政サービスを提供するために必要となる一般財源をどの程度持っているかを表す指標でございます。町税や譲与税、普通交付税などの合計となります。そして、括弧内の数値でございますが、町の基準では15%を超えるとですね、早期健全化団体となりますが、松田町におきましては赤字ではなく、比率がないというものとされるため、横

棒となっているところでございます。

次に、連結実質赤字比率でございませう。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした実質赤字の、こちらも標準財政規模に対する赤字の比率でございませう。これにつきましても、括弧内の20%を超えるとはすね、早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で、赤字は算定されていません。

続きまして、3つ目のすね、実質公債費比率でございませう。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものをすね、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したもので、分子はおおむね償還の元金、利子となります。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合でございませう。こちらは過去3年間の平均値を用いてこの比率が括弧内の25%以上の団体につきましても、財政健全化計画の策定が必要となり、35%を超えまると財政再生団体となりますが、松田町におきましては5.7%と、昨年度比0.2%の増となっております。傾向といたしましては、平成30年度の松田小学校空調設備事業債の元金償還が開始したこと、また臨財債の償還額の増によりすね、単年度の値は減少をしましたが、3年間の平均となっておりますので、ここは微増となったところでございませう。

ちなみに、令和3年度の上郡内の状況でございませうが、中井町が0.9%、大井町は、これはマイナスの表示となりますので、マイナスの2.7%というふうになります。山北町さんが8.8%、開成町さんが5.1%と、今現在公表されてないので聞いているところでございませう。

次に、4つ目の将来負担比率でございませう。こちらはストック指標で、ある時点における借金の額を捉えようとした指標で、普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございませう。括弧内の350%を超えまると、財政健全化計画の策定が必要となりますが、松田町におきましては33.9%となっております。こちらはすね、昨年度比15.3%の減となっております。主な減少の理由につきましても、財政調整基金の積立てによる充当可能基金の増加及び普通交付税の増に

よる標準財政規模の増加が挙げられるところでございます。

近隣のデータといたしましては、こちらは聞いたところでございます。中井町、大井町さんにつきましては充当可能財源が将来負担を超えているため、数値はございません。また、山北町さんにつきましては25%、開成町さんにつきましては23.8%と聞いているところでございます。

続きまして、2つ目になります。令和3年度決算に基づく松田町公営企業の資金不足比率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足はございませんので、こちらは横棒となっております。

令和3年度状況におきましては、いずれの会計においても資金不足がない状況でございます。松田町においてはですね、過去に資金不足が生じた会計はないため、短期的な資金不足がある会計は今のところないという状況になってございます。

それでは、裏面ですね、最終ページになります。参考資料でございます。こちらは7月の28日付ですね、提出されました財政健全化法の規定により監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上で説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。